

都市計画法第81条第2項の規定に基づき、次の建築物の所有者等は、次に掲げる措置を期限までに行うべきこと、及び期限までにこれを行わないときは、京都市長が、その者の負担において措置を行うことを公告します。

令和7年12月17日

京都市長 松井 孝治

1 建築物の敷地の所在地

京都市北区大北山原谷乾町111番181、111番182

2 建築物の構造、規模及び用途

構 造 木造ビニール板葺き平屋建て

床面積 21.96平方メートル

用 途 物置

3 行うべき措置

当該所在地内の建築物を除却すること。

4 期限

令和8年1月15日

(都市計画局都市景観部開発指導課)